

各 位

北九州市技術監理局

現場代理人の兼任を認める工事について（お知らせ）

建設業法施行令の一部を改正する政令が平成28年6月1日付で施行され、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額が引き上げられることに伴い、本市では、北九州市工事請負契約約款に規定する「現場代理人」について兼任を認める対象工事の基準金額を引き上げることにしましたので、お知らせします。

詳しくは、[「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」](#)を参照してください。

1 兼任を認める対象工事

次の条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとします。ただし、発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により、兼任を認める対象工事としない場合があります。

- (1) 本市の発注工事で、工事現場がいずれも市内及び本市に隣接する市町村の区域内であること。
- (2) 兼任する工事のいずれも予定価格が【変更前】2,500万円未満→【変更後】3,500万円未満（建築一式工事は【変更前】5,000万円未満→【変更後】7,000万円未満）であること。

2 兼任を認める条件

「兼任を認める対象工事」において、次の条件をすべて満たす場合に兼任することができます。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。

3 兼任を認める対象工事の確認方法

兼任を認める対象工事については、入札公告又は指名通知書に対象工事であることを記載します。（対象工事以外は、記載がありません）

4 兼任する場合の手続き

- (1) 現在施工中の工事と新規に落札した工事の兼任を希望する場合
 - ア 受注者は、現在施工中の工事の監督課に、[「現場代理人の兼任申請書（兼承認書）【様式1】](#)及び「新規に落札した工事の契約書の写し」を提出すること。
 - イ 受注者は、現在施工中の工事の監督課の承認を得たうえで、新規に落札した工事の監督課に「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」及び【様式1】の写しを提出すること。

- (2) 同時期に落札した二つの新規工事で兼任を希望する場合
- ア 受注者は、落札した二つの新規工事の監督課に、「新規工事の現場代理人の兼任申請書（兼承認書）【様式2】」及び「落札した他方の契約書の写し」を提出すること。
 - イ 受注者は、落札した二つの新規工事の監督課の承認を得たうえで、各工事の監督課に「現場代理人・主任技術者等選任（変更）通知書」及び「落札した他方の【様式2】」の写しを提出すること。
- (3) 受注者は、工事監督課と調整を十分に行い、契約締結の日から7日以内に手続きを行ってください。

※ 発注者が工事の内容及び特殊性、安全管理上等の理由により兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めない場合があります。

5 基準金額引上適用日

平成28年6月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用します

※制度の内容についての問合せは技術監理局契約部契約制度課（582-2545）まで
※個別の案件についての問合せは技術監理局契約部契約課（582-2256）まで